

本学における新型コロナウイルス感染防止対策について

本学では厚生労働省より示された「新しい生活様式」に従った室内での「三つの密」を避け、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うと共に、さらに徹底した独自の衛生管理を実施しています。

1. 学内施設・環境の衛生管理

- (1) 多くの人が利用し、特に手を触れやすい場所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日に2回以上、専門業者が消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム水溶液等で消毒を実施しています。
- (2) トイレ等での感染防止のため、エアータオルは使用を禁止し、各自ハンカチ、タオル等を持参し接触感染を予防しています。
- (3) パソコンなど共用する備品は、使用者ごとに消毒の実施を義務づけています。
- (4) 各自が手指の消毒ができるように、各施設にアルコール消毒液を複数個配置しております。

2. 体調不良等の情報収集および管理

- (1) 学生および教職員の体調管理を義務づけ、毎日の体調異常の有無の確認とともに、継続的な体調観察記録を作成しています。
- (2) 体調不良者の届け出システムを整備し、ウェブ上で学生および教職員など本学関係者の体調を把握しています。
- (3) 本学関係者に発熱等のかぜの症状がある場合、医療機関に受診の有無にかかわらず、体調の異常が認められなくなった後48時間は自宅待機としております。
- (4) 入構者を特定するため、出勤者・来校者の記録を残し、感染拡大を防止しています。
- (5) 産業医が学内を巡視し各業務遂行部署へアドバイスをを行い感染リスク軽減に努めています。

令和2年5月22日

健康管理センター